## 食べてみんね!長崎県産品応援店実施要領

## (目的)

第1条 長崎県(以下「県」という。)は長崎県産品(以下「県産品」という。)を取扱う販売店及び県産品を使用する料飲食店を、「食べてみんね!長崎県産品応援店」または「食べてみんね!長崎県産品応援店「極」」(以下「応援店等」という。)として認定し、応援店等の協力をいただき県及び県産品の魅力を総合的に発信することにより、県産品の認知度向上・利用拡大及び本県への誘客促進に資することを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1)県産品、県産食材

県内で生産された農林畜産物、水産物及び県内に主たる事務所を有する事業者が県内で製造した加工品・加工食品

(2)長崎ゆかりのメニュー 県の名物料理、郷土料理及び県を想起させる料理

## (認定基準)

第3条 応援店等の認定基準は、別表1に定めるとおりとする。

#### (対象)

- 第4条 応援店等の対象は、長崎県外の下記店舗を対象とする。
- (1)販売店(応援店のみ)

百貨店、スーパーマーケット、量販店、物産館及び小売店(テナントとして出展しているものを含む)等とする。

(2)料飲食店(応援店及び応援店「極」) ホテル、旅館、割烹、食堂、居酒屋等常設で飲食ができる店舗とする。

#### (申請の方法)

- 第5条 応援店等の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認定申請書(様式1)を県に提出するものとする。また、応援店「極」の認定を受けようとする者は併せて認定申請明細書(様式2)を提出するものとする。
- 2 認定申請は店舗ごとに行うものとし、申請者は販売店、料飲食店の経営者とする。

#### (申請期間)

第6条 認定申請は、随時行うことができるものとする。

#### (認定の通知)

第7条 県は、申請の内容を確認し、応援店等として認定したときは、認定通知書(様式3)及び認定証を申請者へ交付するものとする。

#### (県の支援)

- 第8条 県は、応援店等に対して次の支援を行う。
- (1)応援店等であることを表示する認定プレート等の P R ツールの提供
- (2)県ホームページへの掲載やマスコミ等への情報提供、キャンペーンの実 施などの広報の実施
- (3)県産食材や観光等の情報提供
- (4)情報発信機材の貸与

## (現状確認)

第9条 県は、応援店等に対して認定要件を満たしているか必要に応じて現状 を確認することができる。

## (認定期間)

- 第10条 応援店の認定期間は、認定の日から認定取消の日までとする。
- 2 応援店「極」の認定期間は、認定の日から認定の日の属する年度の末日までとする。ただし、認定期間内に辞退の申し出等がない場合は、更に1年間認定を継続するものとし、以後同様とする。なお、県は毎年度、認定期間の継続更新に先立ち調査を行い、応援店「極」(認定期間が1年に満たないものを除く。)が引き続き別表1に規定する認定要件を満たしているか確認するものとする。

#### (申請内容の変更)

第11条 応援店等は、店舗名、所在地等認定申請書に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに申請内容変更届(様式4)を、県に届けるものとする。

#### (認定の辞退)

第12条 応援店等は、廃業等によりその営業を終了したとき、または認定を 辞退するときは、認定辞退届(様式5)により、県に届けるものとし、認定 プレート及びPRツールを応援店等の負担において返却するものとする。

## (認定の取消)

- 第13条 応援店等が次のいずれかに該当する時は、認定の取消を行うことが できる。
- (1)応援店等より認定辞退届が提出されたとき
- (2)販売店及び料飲食店の営業が終了したとき
- (3)認定基準に該当しなくなったとき
- (4)その他認定を取り消す重大な事由が生じたとき
- 2 県は、前項により認定を取り消した場合は、認定取消通知書(様式6)により、その旨通知しなければならない。

## (責任及び情報管理)

第14条 県は、応援店等の設置・経営に係る債務または賠償、第3者が応援 店等の情報を利用したことによるトラブル等については、店舗側において必 要な措置を講じ解決するものとし、一切の関与及び責任を負うことはできな い。

## (その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- この要領は、平成25年11月22日から施行する。
- この要領は、平成26年 8月27日から施行する。
- この要領は、平成29年 6月29日から施行する。

## (別表1) 認定基準

# 1.食べてみんね!長崎県産品応援店

No. 11.10 to 10. Despire Haronovia	
共通事項 (販売店 及び 料飲食店)	<ul><li>1 応援店の趣旨に賛同し、協力する意思があること。</li><li>2 長崎県に関連するパンフレット、印刷物、販売促進資材などの掲示又は設置に協力できること。</li><li>3 長崎県が実施するキャンペーンなどの販促活動に協力できること。</li></ul>
販売店	4 長崎県産品の積極的な取扱・販売を行うこと。また、長崎 県産もしくは長崎ブランドの積極的な表示に努めること。
料飲食店	5 長崎県を連想できるメニューもしくは長崎県産品を用いた料理を提供していること。また、メニュー等への積極的な表示に努めること。

# 2. 食べてみんね!長崎県産品応援店「極」

販売店の設定はなし。